

■ 学位論文評価基準

音楽研究科博士前期課程（修士課程）

修士論文

1. 水準

本学大学院学則第4条第1項に定めるところにより、音楽家又は音楽研究者として必要な高度の能力について審査を行うものとする。

2. 審査の方法

学位論文申請者が提出した論文を2名の副査による査読を行い、口述試験を実施する。審査委員は4名程度の学位申請者それぞれの研究指導教員、主査、副査で構成する。

3. 審査項目

次の5項目について、それぞれ5段階(S:4点,A:3点,B:2点,C:1点,D:0点)で評価する。

- (1) 研究目的と方法は、修士論文として明確で適切か。
- (2) 論文としての書式が正しく整っているか。
- (3) 修士論文として、適切で過不足のない文章記述ができているか。
- (4) 論文の内容には、何らかのオリジナリティーが認められるか。
- (5) 研究目的に対応した明確な結論が導かれているか。

4. 各審査項目の評価を合計し、総合評価とする。

成績評価	平均点	合否
S	18～20	合格
A	13～	
B	8～	
C	5～	
D	5未満	不合格

■演奏審査評価基準

音楽研究科博士前期課程（修士課程） 演奏審査

1. 水準

本学大学院学則第4条第1項に定めるところにより、音楽家又は音楽研究者として必要な高度の能力について審査を行うものとする。

2. 審査の方法と評価

演奏審査は、下記の項目について審査委員がそれぞれ100点法（5点刻み）で採点する。最高点と最低点を採点した委員1名ずつの採点を除外した上で、有効採点者の得点を算出し、その平均値の点数により合否を判定する。

【演奏審査項目】

- 1) 演奏解釈や作品に対する深い理解をともなっているか。
- 2) 演奏表現が修士課程での多面的な学びを通して深められているか。
- 3) プログラムのすべてが演奏家として必要な集中力によって演奏されているか。
- 4) 演奏技術・芸術性が修士の学位に値するものであるか。

■作曲作品審査評価基準

音楽研究科博士前期課程（修士課程） 作曲作品審査

1. 水準

本学大学院学則第4条第1項に定めるところにより、音楽家又は音楽研究者として必要な高度の能力について審査を行うものとする。

2. 審査の方法と評価

作曲作品審査は、下記の項目について審査委員がそれぞれ100点法（5点刻み）で採点する。最高点と最低点を採点した委員1名ずつの採点を除外した上で、有効採点者の得点を算出し、その平均値の点数により合否を判定する。

【作曲作品審査項目】

- 1) 作品が明確な方向性をもち、それに適した手法で記譜されているか。
- 2) 楽譜や演奏形態について深い理解をもち、それに基づいた書法を修得しているか。
- 3) 作品分析、文献研究の成果が曲中に認められるか。
- 4) 作曲技術、芸術性が修士の学位に値するものであるか。